

8 2024 August

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
2024 9 1 友引 2 先勝 3 先勝 4 先勝 5 先勝 6 先勝 7 先勝 8 先勝 9 先勝 10 先勝 11 先勝 12 先勝 13 先勝 14 先勝 15 先勝 16 先勝 17 先勝 18 先勝 19 先勝 20 先勝 21 先勝 22 先勝 23 先勝 24 先勝 25 先勝 26 先勝 27 先勝 28 先勝 29 先勝 30 先勝	1 友引 2 先勝 3 先勝 4 先勝 5 先勝 6 先勝 7 先勝 8 先勝 9 先勝 10 先勝 11 先勝 12 先勝 13 先勝 14 先勝 15 先勝 16 先勝 17 先勝 18 先勝 19 先勝 20 先勝 21 先勝 22 先勝 23 先勝 24 先勝 25 先勝 26 先勝 27 先勝 28 先勝 29 先勝 30 先勝	1 友引 2 先勝 3 先勝 4 先勝 5 先勝 6 先勝 7 先勝 8 先勝 9 先勝 10 先勝 11 先勝 12 先勝 13 先勝 14 先勝 15 先勝 16 先勝 17 先勝 18 先勝 19 先勝 20 先勝 21 先勝 22 先勝 23 先勝 24 先勝 25 先勝 26 先勝 27 先勝 28 先勝 29 先勝 30 先勝	1 友引 2 先勝 3 先勝 4 先勝 5 先勝 6 先勝 7 先勝 8 先勝 9 先勝 10 先勝 11 先勝 12 先勝 13 先勝 14 先勝 15 先勝 16 先勝 17 先勝 18 先勝 19 先勝 20 先勝 21 先勝 22 先勝 23 先勝 24 先勝 25 先勝 26 先勝 27 先勝 28 先勝 29 先勝 30 先勝	1 友引 2 先勝 3 先勝 4 先勝 5 先勝 6 先勝 7 先勝 8 先勝 9 先勝 10 先勝 11 先勝 12 先勝 13 先勝 14 先勝 15 先勝 16 先勝 17 先勝 18 先勝 19 先勝 20 先勝 21 先勝 22 先勝 23 先勝 24 先勝 25 先勝 26 先勝 27 先勝 28 先勝 29 先勝 30 先勝	1 友引 2 先勝 3 先勝 4 先勝 5 先勝 6 先勝 7 先勝 8 先勝 9 先勝 10 先勝 11 先勝 12 先勝 13 先勝 14 先勝 15 先勝 16 先勝 17 先勝 18 先勝 19 先勝 20 先勝 21 先勝 22 先勝 23 先勝 24 先勝 25 先勝 26 先勝 27 先勝 28 先勝 29 先勝 30 先勝	1 友引 2 先勝 3 先勝 4 先勝 5 先勝 6 先勝 7 先勝 8 先勝 9 先勝 10 先勝 11 先勝 12 先勝 13 先勝 14 先勝 15 先勝 16 先勝 17 先勝 18 先勝 19 先勝 20 先勝 21 先勝 22 先勝 23 先勝 24 先勝 25 先勝 26 先勝 27 先勝 28 先勝 29 先勝 30 先勝

総務・経理のお仕事カレンダー

8月の税務と労務

税務

- 7月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 **Check!**
 ★源泉所得税納付書に記載する税額は、各人毎の「月次減税額の控除を行った後の金額」を集計した金額です。 → 8月13日(火)まで
- 6月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
 届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
 → 決算当日(月末決算では9月2日(月))まで
- 12月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
 → 決算当日(月末決算では9月2日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち9月・12月・3月決算法人の中間申告と納付
 → 決算当日(月末決算では9月2日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち5月・6月決算法人(申告期限延長の場合は4月・5月・6月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
 → 決算当日(月末決算では9月2日(月))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(7月雇入分)
 → 8月13日(火)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の7月雇入・離職分)
 → 9月2日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(7月分) → 9月2日(月)まで

●申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

夏季一斉休暇による 年次有給休暇の計画的付与制度

有給休暇取得率向上を目的に「夏季一斉休暇による年次有給休暇の計画的付与制度」を利用している会社があります。この点につき税務・労務上の注意点・影響を記載します。

[税務上の注意点・影響(賃上げ促進税制)]
 令和6年度税制改正により、くるみん認定を受けている中小企業者等は賃上げ促進税制の税額控除割合が5%加算されます。このくるみん認定要件の一つに「年次有給休暇の取得の促進のための措置」があり、その例の一つとして「年次有給休暇の計画的付与制度の導入」が挙げられています。したがって、当制度を導入することで税額控除額が増加する可能性があります。詳細は厚生労働省ホームページを参照ください。

[労務上の注意点・年次有給休暇の計画的付与制度]
 年次有給休暇の計画的付与制度の導入には就業規則による規定と労使協定の締結が必要です。具体的には、就業規則には「労働者代表との間に協定を締結したときは、その労使協定に定める時季に計画的に取得させることとする」などを定めます。そして、労使協定には①計画的付与の対象者、②対象となる年次有給休暇の日数、③計画的付与の具体的な方法、④年次有給休暇の付与日数が少ない者の扱い、⑤計画的付与日の変更の5項目を定めます。詳細は厚生労働省ホームページを参照ください。

ギモンを解決!



経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ

税理士 磯山 仁志

修繕費の判定

Q 建物の外壁工事をしたのですが、この支出はどのように経理処理すべきでしょうか？

A 外壁の維持管理や原状回復のための工事であれば修繕費になります。

固定資産の修理や改良等のために支出した金額のうち、**その固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額**は、修繕費としてその支出時に損金算入が認められます。

ただし、その修理、改良等が固定資産の使用可能期間を延長させ、または価値を増加させるものである場合は、その延長および増加させる部分に対応する金額は、原則として、その金額を取得価額とする新たな減価償却資産を取得したもの（資本的支出）とされます。

1 修繕費の対象になる費用

修理や改良のために支出した金額のうち、次の支出については、修繕費とすることができます。

- 一つの修理・改良のために要した費用の額が20万円未満である場合
- その修理・改良が概ね3年以内の期間を周期として行われることが明らかである場合

2 修繕費か資本的支出かが明らかでない場合

一つの修理・改良のために要した金額のうち、修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでない金額については、次の基準で区分します。

①	費用の額が60万円未満である場合	修繕費
②	費用の額がその固定資産の前期末時点の取得価額の概ね10%相当額以下	修繕費
③	費用の額のうち、その金額の30%相当額とその固定資産の前期末時点の取得価額の10%相当額の少ない方の額*	継続してその経理をしている場合には修繕費 (残額は資本的支出)

※ 表の①②及び上記1の適用がある支出額については、それぞれの取扱いが優先して適用されます。

3 災害により被害を受けた固定資産の取扱い

災害により固定資産について被害を受けた場合には、次のように判定します（評価損を計上したものを除く）。

①	被災資産（補修義務のない賃借資産を含む）の原状を回復するために支出した金額	修繕費
②	被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水または土砂崩れの防止などのために支出した金額	修繕費
③	上記以外の被災資産について支出した金額のうち、修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでないものがある場合	その金額の30%相当額を 修繕費とする経理が認められる (残額は資本的支出)
④	被災資産の復旧に代えて新規に資産を取得したり、災害の発生を契機としての貯水池や避難緑地などを設置したりする場合	新規固定資産の取得

建物の外壁工事の場合は、その工事が経年によるひび割れや剥がれなどを補修するものである場合には、一般的には修繕費として認められるでしょう。

一方で、劣化とは関係なく美観性を向上させるための塗装をした場合や、元の部材とは別に耐久性を高めるような部材を新たに取付けた場合には資本的支出とみなされる可能性があります。